

「甲州市プレミアム付商品券」取扱店募集のご案内

令和元年10月の消費税・地方消費税10%への引上げによる影響緩和措置として、低所得者・子育て世帯を対象とした『甲州市プレミアム付商品券』を販売するにあたり、取扱事業者を公募いたします。

商品券内容

※詳細については甲州市役所、甲州市商工会のホームページでご確認ください。

- 発行総額 約1.7億円
- 販売内容 1セット5,000円（500円券10枚綴り）を4,000円で販売（20%割引）
- 販売方法 市から発送された購入引換券を提示し商品券を購入（5,000円単位での分割購入可）
- 購入対象者 ①2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）※一部条件を除く
②3歳半までの子（下記※参照）が属する世帯主 ※一部条件を除く
（※2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子）
- 購入限度額 (1)上記の購入対象者①の者 券面額2.5万円（販売額2万円）
(2)上記の購入対象者②の者 券面額2.5万円（販売額2万円）×3歳半までの子の数
- 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
- 換金方法 回収取扱事業所（商業部会役員店舗）にて商品券回収後、甲州市商工会より振込

取扱店登録資格

- 甲州市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。ただし、次の事業者を除きます。
 - (1)特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っている者
 - (3)下記の「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

商品券の利用対象とならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買

商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

申込方法及び締め切り

- 右面の「申込書」に記入のうえ、令和元年8月16日（金）までに甲州市商工会に申し込み下さい。

問合せ先

甲州市商工会 〒404-0042 甲州市塩山上於曾1154 TEL:0553-33-2236 FAX:0553-33-2795